

保育園・認定こども園(2・3号認定) 利用者負担額表
【令和6年9月適用】

(単位:円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する 世帯の階層区分			2・3号認定利用者負担額(月額)					
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)		保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)			
階層	定義		3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	3歳以上児 ※満3歳に達する日以後の 最初の4月1日から	3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の 最初の3月31日まで	3歳以上児 ※満3歳に達する日以後の 最初の4月1日から		
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0		
B階層	市町村民税 非課税世帯		0	0	0	0		
C 階層	第1	市町村民税所得割合算額 24,300円未満 (市町村民税均等割 課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0	
			上記以外の世帯	9,100 (0)	0	8,900 (0)	0	
	第2	市町村民税所得割合算額 24,300円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0	
			上記以外の世帯	13,100 (0)	0	12,800 (0)	0	
D 階層	第1	市町村民税所得割合算額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0	
			上記以外の世帯	16,400 (0)	0	16,100 (0)	0	
		市町村民税所得割合算額 57,700円以上 64,700円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0	
			上記以外の世帯	16,400 (0)	0	16,100 (0)	0	
	第2	市町村民税所得割合算額 64,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0	
			上記以外の世帯	21,800 (0)	0	21,400 (0)	0	
	市町村民税所得割合算額 77,101円以上80,800円未満			21,800 (0)	0	21,400 (0)	0	
	第3	市町村民税所得割合算額 80,800円以上97,000円未満			27,200 (0)	0	26,700 (0)	0
	第4	市町村民税所得割合算額 97,000円以上121,000円未満			33,400 (0)	0	32,800 (0)	0
	第5	市町村民税所得割合算額 121,000円以上145,000円未満			36,700 (0)	0	36,000 (0)	0
	第6	市町村民税所得割合算額 145,000円以上169,000円未満			41,100 (0)	0	40,400 (0)	0
	第7	市町村民税所得割合算額 169,000円以上301,000円未満			45,600 (0)	0	44,800 (0)	0
	第8	市町村民税所得割合算額 301,000円以上397,000円未満			48,600 (0)	0	47,700 (0)	0
	第9	市町村民税所得割合算額 397,000円以上			54,900 (0)	0	53,900 (0)	0

※()内の金額は、第2子以降の利用者負担額

<注意事項>

- 4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。
- 保護者と生計を一にする子どもが2人以上いる場合、2人目以降は無料になります。